

長崎県立島原商業高等学校 いじめ防止基本方針

教育活動全体を通じ、「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうるものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、すべての生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

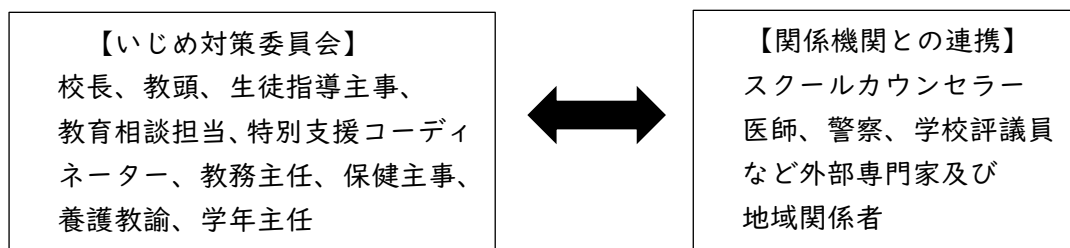
1 目指す生徒像

商業科・情報処理科・家政科の専門的で実践的な知識・技術を高めることで、変化が速く、高度化、多様化する社会に対応できる人材を育成する。また、常に世の中の動きに関心を持ち、周囲の人々と話し合い、協働しながら、地域社会の発展や課題の解決に貢献できるリーダーを育成する。

2 いじめ対策委員会

業務内容

- ① いじめの防止への取組
- ② いじめの早期発見
- ③ いじめへの対処
- ④ 家庭や地域との連携
- ⑤ 関係機関との連携



3 いじめの防止について

(1) 教職員の取組

①校内指導体制の確立

いじめの重大性を全職員で認識し、何かが起こってから対応するのではなく、日ごろからの予防的な対応を常に心がけ、校長を中心に「チーム島商」として一致協力した指導体制を確立する。

②教師の指導力の向上

「長崎県いじめ対策リーフレット」や「望ましい人間関係を育む活動集 2023」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

③人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

④生徒の自己肯定感の育成

生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

⑤生徒の自己指導能力や危機回避能力の育成

学校教育活動を通じて、すべての生徒に対し、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築させる。

(2) 生徒の取組

- ①全生寮研修を通して、生徒相互の理解と親睦を深め、島商生としての連帯感を養う。
- ②ネットによるいじめ等が発生しないように、日頃から携帯電話やタブレット、インターネットの取り扱いには細心の注意を払う。また、メディア教育等を通じて、自己指導能力や危険回避能力を身に付ける。

(3) 保護者の取組

- ①PTA総会、保護者会や担任との面談等を通して、教職員との情報交換を密にする。
- ②いじめを許さない心を育てるために、暖かい雰囲気の中で子どもの心に寄り添う。

(4) いじめ防止対策 年間計画

月	生徒の取り組み	職員の取り組み
4	生徒・保護者への相談窓口周知 LHR (人間関係づくり、学級のルールづくり) 全生寮研修 メディア安全教育(新入生) 個人面談、心と体の健康チェック 歓迎遠足	配慮を要する生徒の情報共有
5	第1回悩みアンケート シグマ検査 生徒総会・家庭クラブ総会	いじめ根絶強調月間 悩みアンケート結果の集約と対応
6		生徒理解と情報の共有に努める
7	三者面談 シグマ検査担任説明会	第1回教育相談委員会・ 特別支援教育推進委員会 シグマ検査結果分析報告
8	長崎原爆の日(平和学習)	
9	心と体の健康チェック (夏休み明け生徒の様子把握) メディア教育	気になる生徒との面談
10	第2回悩みアンケート 人権教育	悩みアンケート結果の集約と対応
11	薬物乱用防止講話	生徒理解と情報の共有に努める
12	人権教育	第2回教育相談委員会・ 特別支援教育推進委員会
1	心と体の健康チェック (冬休み明け生徒の様子把握) 第3回悩みアンケート	気になる生徒との面談 人権に関する職員研修 第3回教育相談委員会・ 特別支援教育推進委員会 悩みアンケート結果の集約と対応
2		第4回教育相談委員会・ 特別支援教育推進委員会 生徒理解と情報の共有に努める
3	LHR(年間の振り返り)	生徒理解と情報の共有に努める

4 いじめの早期発見について

(1) 教職員の取組

①教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

②定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談等、きめ細かな把握に努める。

③教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。

また、その充実に向け、スクールカウンセラーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

(2) 生徒の取組

ネットによる誹謗中傷や仲間外し等、いじめと疑われる行為を見たり聞いたり、気になる生徒がいたら、ただちに先生や保護者に相談する。

(3) 保護者の取組

生徒や地域等からいじめに関する情報を得た場合、学校や相談機関に連絡する。

5 いじめに対する対応について

(1) 教職員の取組

①いじめの発見や相談を受けた時には、担任や学年、部顧問と情報を共有し、生徒指導主事や管理職に相談する。また、必要に応じていじめ対策委員会の実施、関係機関との連携など対応の組織化を図る。

②いじめられた生徒や保護者に寄り添い、心のケアやいじめから守り通すための対応を行う。

③加害生徒が特定できた場合、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、その再発防止に務める。

④いじめが解消されたと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

⑤ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等の関係機関と適切な連携を図る。

(2) 生徒の取組

①学校側からアンケート調査等を依頼された場合は、積極的に情報を提供するとともに、問題の解決に向けて協力する。

②いじめを受けた生徒に対し、寄り添い、支える存在となるように努める。

(3) 保護者の取組

①学校との連携

被害者、加害者双方の保護者が学校側からいじめ事案についての説明を受けて、事態の把握を図る。三者が直接、間接的に対話を深めることで、いじめの早期解決に繋げるように努める。

②子どもとの会話

いじめ事案が発生した後も子どもとの会話を通して、いじめが継続していないか、新たな問題が発生していないかなどを確認する。また、気になることがあったら学校側に相談する。

③学校側からの説明会が開催される場合

いじめに関する学校側からの説明会が開催された場合は積極的に参加し、情報を収集するとともに、問題解決に向けて努力する。